

## 春日井市空き家解体融資利子補給補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、空き家の解体を目的として金融機関から融資を受ける者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内における空き家の解体を目的として市長が指定する金融機関（以下「金融機関」という。）から融資を受ける者とする。

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、対象者が1月1日から12月31日までに金融機関に返済した元金に対し、年利1パーセントの利子に相当する額（100円未満切捨て）とする。ただし、1年につき60,000円を限度とする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する申請の期日は、返済した日の属する年の補助金について、翌年の1月4日から同月31日までとする。

### (申請書に添付すべき書類)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、春日井市空き家解体融資利子補給補助金交付申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の解体を目的として金融機関から融資を受ける者である旨を証する書類
- (2) 金融機関が作成した返済予定表
- (3) 返済に使用した預金通帳の写し（返済の記録が分かるものに限る。）

2 前項の場合において、市長が適当と認める場合には、書類の添付を省略する

ことができる。

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助金の交付決定を受けた者の請求に基づき交付するものとする。

(報告の徴収及び調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し報告を求め、又は融資に関する帳簿書類等を調査することができる。

2 市長は、補助金の額を確認するため、対象者の返済状況等について金融機関に照会することができる。

(実績報告)

第8条 規則第9条の実績報告は、第5条の申請をもってこれに代える。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

別記様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

住 所

氏 名

印

TEL ー

空き家解体融資利子補給補助金交付申請書

空き家解体融資利子補給補助金の交付を受けたいので、春日井市空き家解体融資利子補給補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 空き家の解体を目的として金融機関から融資を受ける者である旨を証する書類
- (2) 金融機関が作成した返済予定表
- (3) 返済に使用した預金通帳の写し（返済の記録がわかるものに限る。）